









寛文七年江戸に大火ありて傳馬町なる牢屋焼  
失せんと其時石出帯刀常軒牢をあらかり  
て罪人共を悉く呼出して言渡しけり。ハ今火急  
りして此所逃るべからず汝等を焼殺せんも不  
便あれを牢より出を間心のまゝ立退くべし  
火鎮らる三日までの内は立歸るべし我々のべ  
る如く歸らん輩は申立て、命を助くべし若し  
又逃隠れし族は從類をも罪を掛けて其身は日  
本の地はあらん限りは尋出して重科を行ふべ  
し十一年以前丁の酉の年の火事も浅草橋に



て大勢の人命を失ひしハ汝等可類の牢舎人を  
とバ此度ハ帯刀了簡を承りて命惜しくバ立  
歸るべしと言渡して追ひ放してけり牢の焼け  
しハ二月六日ありしハ七日ハ残らず立歸り  
し内ハ三人見えざりしハ腰の立とざる者あり  
し故ハ焼死とさるも其後申立て、赦さるべ  
き者ハ皆赦され必死と当てる罪人をバ薩摩の  
島へ遠流に行ひけるハ島にて農業をいとあみ  
飢乏及をさるやうとて農具并穀物まで夫々  
と與へけり在て流人ハ扶持をたまをらざ

る公家の掟をも破らず又我が言葉をも捨てざ  
りけり 明良洪範一

酒井讚岐守忠勝が執政たりし時ハ兩國川と六  
郷川とハ橋替へけり要害の所あるハいかゞと  
いふ人も多かりしハ忠勝笑て天下の政ハ人を  
以て要害とす其人々難儀して用心ハ何とある  
べきや川を以て人を防くやうと成てハ江戸城  
ハ一日も守るべからず只諸人の迷惑せざるや  
うと掟せらるるハ其第一の要害なれと語りし  
とあり 明良洪範一



酒井忠勝入道空印將軍家へ献物の品定めとして  
林春齋父子を招きて唐筆畫贊の類の名物共多  
き中よ思むべき文句もあるべきものと考へ已け  
て御臺所へ献上用意の内よ土佐光信が為おき  
し源氏大屏風一双あり此繪の心を尋ねしは歌  
書の事ハ不案内ある由春齋答へしは空印儒  
官よ召仕をうし人ハ必ず唐の書のみよ限るべ  
からず日本の儒官ハ日本の事を第一よ知るべ  
き事あり殊よ源氏繪の屏風ハ世上よ多きもの  
あり我ハ苦しからず他家諸侯の方より天下の

儒官よ任せる儒ハ物知りとも読まぬ也此源氏  
よハ限りまじきをたし惣して書画等の詞まで是  
ハかゝる事彼ハ何を畧しとると糾し置かるべ  
き事あり舞謡あやハ神儒佛有職歌道までも取  
集めしる事あれを是等ハ尚以て一座の不審換  
抄の為よ吟味して覚悟あるべしと言ひし故よ  
春齋亦面して帰き其後或人謡曲の船辨慶の  
詞を春齋よ問ひしは春齋新古今の歌よを答へ  
きて人よ向ひ誠よ空印よ心付けられずハ斯く  
当座の挨拶ハあるまじき謡曲をも一通りハ



見置きし故に今かゝる浅き事ある事をも答へ  
得たりと言ひしとあり林家あり和学は長し  
るハ春齊ありと人々言ひけるも最初空印可  
葉に起るものあり 明良洪範一

寛文中上州高崎の城主安藤重博が納戸にて  
差料の腰の物失せてけり此事吟味の為にて  
銘々器物の中まで互に立合ひ改めし一人  
の納戸役の器の中より見出しけり其主ハもと  
より知らざる事ながら現然とて事なれを  
是非も有し死をる上は悪名の残らぬと口惜

しき限りと歎きながら自殺の用意を見えけり  
を同役共まづ待たれよ下々を穿議をべしとて  
悉く糾問せし所は草履取一人甚く恐れし體  
ある故に疑て強く吟味しけり私盗取り候へ  
とも餘りな御穿議の急ある所故に隠し所なく  
て主人の道具の中に入ま置き候ふと言ひけり  
を主人の一分ハ明白に成てその小者ハ成敗せ  
られたり其後同卜場所にて刀一腰まゝ紛失せ  
り此度ハ穿議を急ありしかば忽ち知きて奥  
坊主の内より盗人を出てけり下屋敷みて死罪



は行ふべしとて役人引立て、行くよかの坊主  
何やら口説き立て、歎きける故は檢使を始  
め嘲り笑ておくまゝの奴もな今に至て歎きこ  
りとして赦さるべき覚悟を極めよと恥かめ  
けるよあの坊頭を打振りていよとよ我れ命を  
惜みて悲むよ、あらず先項御脇差の失せし時  
は無二の忠臣を殺し、我も有り其時の盗人  
も我有りし御咎めの恐しきよ納戸の役人よ  
かづけんといひてその道具の中よ我れを入を  
おきこれさればかの主従ともよ一向よ知る事

ちを吟味し及て思の外は主人の罪は落つる  
を見て小者が主の命を代り盗人と名乗て無実  
の罪は沈み切らよ、時の恥かき我れ盗人  
よと言出でんと思ひけしをも根性元より賤く  
てかの忠臣をを切りせておめよ、あがらへよ  
りさて手は付きよる癖をれを今度又此の如く  
今死ぬる命をその時は惜まず捨てよよをあ  
ら忠臣をバ殺すまよきものを惜むべき有りそ  
の天罰よ今此の如くあれりと存する故よ旧  
悪を告げあらよて彼の忠死せし小者の汚名



をそ、き申在ありとて切られしとあり彼の小  
者の忠義爰至て頭をれけり小者ハ士もあ  
ら賤民あり刺へ罪なき身もて盗の名は汚し  
て主を助けし有りがき心ハ氏も素性も  
よるべかたか  
明良洪範一

寛文の末凶年打續きけり故に乞食とも多  
かりしかを江戸柳原土手ハ小屋を掛けて扶持  
米を下されけりかゝる所ハ下谷三枚橋ハ老  
る母を肌ハ負ひたる非人あり着たべき衣服も  
なく腰さへ立ちおねハ老母を養ひけるもて柳

原までら行き得て橋の上ハ居る由上聞  
也達しけり別ハ扶持米を賜り家をも求めそ  
の町内ハ母子共々養育たべき旨命せらる此事  
を聞傳へ孝行の貌を似せて往来在る者も多か  
りき元より假ハ雇ひたる老母をれを日暮ハ成  
て母子東西ハ別り時米銭の数を争ひ口論の  
上りて握み合ひあしけり此事上を輕んたる  
事なれを悉く戒めらるべきと町奉行より伺  
ひ出で、評定出座の時板倉内膳正重矩言ひ  
ハいやとよ悪事を似せし事も本罪より輕し善



事を真似するを罪なすべき事は殊に孝行の真似  
似おそやさしけれそのまゝに差置くべし実を  
きものハ倦みて止むものぞと言ひしが果して  
其言の如くありしとぞ 明良洪範一

大坂冬陣和談ハありけしとも一旦の事にて翌  
年二月ハ又々出馬あるべしとかねて東照公  
ハ察せられける故に前々より其事諸手一内  
意を傳へしハ思われけしとも大勢の事をれ  
を敵方へ洩し<sup>む</sup>とを憚りて所詮不意に取掛  
るべく年内ハ沙汰をま<sup>し</sup>き由家老中と密談あ

りし時、安藤帯刀ハ圍ひの間居てその次  
の間居ての密談ありけしをもはや出づる事と  
も有りあ<sup>ら</sup>く熟睡の體にて居る内ニ密談の  
事を聞取りけり夫より内々家来も心づかぬ  
やうに<sup>は</sup>出陣の用意しけり翌春急ニ陣<sup>陣</sup>あり何  
事もあ<sup>ら</sup>ずて騒ぎし<sup>は</sup>帯刀ハ一番の着到<sup>つ</sup>  
きし故に常々心掛油断なきを褒表せられけれ  
を帯刀謹てそれを其事にて候ふ向後隱密の事  
を相談せられざるを戸障子等もはつされ遠侍ま  
ても一目は見通せ座敷然るべく候ふ去冬密談



あらせられ節私事ハ持病氣にて御用の内ニ  
休み居り候ふ處ニもはや次の座敷へ入らせ  
られこれバ出づる事成りおとく熟睡の體にて  
あり候ふ故御密談残らす承りぬ後暗き事にて  
候へばその趣其時申さべく存トされともきて  
ハ御密談ハは破を候ふと申すものにて候へ  
を召仕の者ともうも心付かぬやうにかねて用  
意して候ふと申しけきを公も今ニ始めぬ帶刀  
ハ偽なき心底智慮ある事よと感せられとる  
明良洪範ニ

中院内大臣通村の嫡子通統侍讀の儒生一座ニ  
て或る古歌を吟ト出トけり此作者ハ誰なるん  
と詮議する時父の内府出来たり乃ち右の古  
歌の作者を問ひし内府集をも吟味せし  
とありしや二一代集ハ尋ねまうさずと  
いふさを家の集を穿鑿ありしと問ふ家  
集歌合等もいふと考へまうさず只今此歌を吟  
誦しての事ありと言ひけきをこれハ誰の歌  
て何の集ニあるべしとてきて詞を改め色を正  
していふ凡そ人ニ物を尋ねるよハ我が力の及



ふほとハ尋ね求めて尚足らざる時は亦そ人々  
ハ問ふべけき其事もあゝ我々のみ尋ねる所  
おきてハのかんを有職の家業を継ぐべきと嚴  
しく教訓せしとゆや 明良洪範二

天正十四年徳川家康上落<sup>洛</sup>豊臣秀吉と和睦  
事済みて濱松へ歸り後或日風吹きて寒かり  
しかを羽織を持って命す時は近藤縫殿分の子  
小姓を勤めけるが其頃上方より秀吉より贈り  
し紅梅と鶴の丸を縫ひし羽織を持参しけり  
ハ家康亦れを見て顔を皺め時世をれを亦そ一

度ハそれと随ひて世間並にハ着これ我等国  
て何ぞ我が家風を破りてかゝる華美なる物を  
着るべきかやとある物ハ入らぬと投捨て  
其者を叱りしとゆや 明良洪範三

將軍家綱公六歳の時戯し近習人々山王祭の  
真似して御覽に入ると処に加<sup>ハ</sup>瓜半之丞とて  
六十歳をありしと律儀ある老人のありしと此  
者も彼の真似を所望せらるしとも三度ま  
ても辞して甚と迷惑する体を覺られ瓜半之丞  
立ち候へと言をれけきを乃次<sup>チ</sup>へ退きけり後



て人の迷惑ある事を我も面白くして見まふを  
そと言をれしとあり又八歳の時如何にして  
聞かれけ<sup>む</sup>遠島を仰付けらる者ハ扶持方  
ありとの事あり未<sup>に</sup>召返さるべき者<sup>に</sup>扶持未  
あ<sup>ら</sup>ずを餓死を<sup>し</sup>いかをれを扶持せられぬ<sup>に</sup>  
也と言をれしを父家光公聞きて甚<sup>に</sup>感せられ  
今まてハ心付かたありき家綱が仕置始<sup>に</sup>今日  
より流人共<sup>に</sup>扶持宛行を<sup>し</sup>島代官<sup>に</sup>命  
せられけ<sup>り</sup>とあり 明良洪範四  
大坂夏陣の時久世三四郎廣宣坂部三十郎と西

人物見を命せらる坂部ハ命を受けて速<sup>に</sup>乗出  
す武者振義事<sup>に</sup>して諸人<sup>に</sup>あれを賞す久世ハ前  
を立ちあね<sup>る</sup>様子<sup>を</sup>おくれ<sup>る</sup>や<sup>う</sup>見  
えけきを後の方<sup>に</sup>詰め居<sup>る</sup>近臣笑ひしを東  
照公咎めらるれを畠山入道側<sup>に</sup>ありしか<sup>に</sup>今  
久世ハ武者振を笑ひ候と申し<sup>に</sup>公甚<sup>に</sup>機嫌  
悪<sup>し</sup>汝等<sup>が</sup>知る事<sup>に</sup>あ<sup>ら</sup>ず坂部ハ生得勇者  
あり久世ハ仁義の勇<sup>に</sup>して忠臣あるを笑ふ<sup>は</sup>  
推参至極あり今<sup>に</sup>兩人歸<sup>る</sup>坂部よりハ敵  
間近く見て歸<sup>る</sup>久世ハ物事を大切<sup>に</sup>前後



を考へ主従の縁縁もあれまをありと思ひきはめ  
る色あるを知らず返をく不届ありと怒ら  
るか、所一坂部乗戻り言上す次々久世帰  
る果して坂部より二町程敵地へ乗込み見届け  
て帰りしとあり公の人を知るふと神の如し良明  
洪範四

慶安四年由井正雪謀叛を企て、誅せられ、後  
十二月に至りて江戸中々浪人を差置くべから  
ず残らす拂をるべし極まり、所々阿部豊後守  
忠秋曰く一人の為に万人を苦しめんとハと

ら仁政はあらずその上浪人原の一揆を恐ま  
て江戸を拂をれりありを世の嘲とありむと  
後代までの恥あるべし又拂ふとも天竺震旦ま  
でも拂をれむハ格別あり六十餘州の内あり  
ハ何國ありとも蕃籬の内ありを悪事を企て、  
上の苦勞をなすむハ同様ありと言ひけれ  
を其評議止みけり誠ニ忠秋の仁心より出で、  
大勢の浪人共安堵してけりむとあり 明良洪範四  
榊原式部大輔忠政播州姫路城を賜をり、時々  
勝手向不如意ありとて所持の名器共を賣拂ふ



其中は天下に沙汰せし名物の奈入のありしを  
京極丹後守廣高望み深くして金一万兩を求め  
けり式部はも世に恥をさす在上ハ一万兩  
を青銅にて申請けしと望みければ江戸中の  
鳥目を買上け数千の車に積みて送りて式部ハ  
是をもて惣家士を赦ひしが京極ハ常に領内を  
去へたけ土民を苦しめて已に樂みを極む其頃  
世の評は式部ハ名器を捨て、名を天下に揚げ  
しとつり 明良洪範四

阿部豊後守忠秋城より退出せし後ハ常に家士

の子供の四五歳より十四五歳まであるを呼寄  
せておのづか心まかせに戯遊ふを見てあぐ  
さみとしけり幼少よりして人々の賢愚ハ凡そ  
見ゆるものある故に斯くはせしむ也又未明に  
出仕たる途中に棄子ある時ハ早々捨をせし屋  
敷にて養育せしめし事度々ありしかを世上に  
て聞傳へて忠秋の早出を伺ひ棄子を有る言  
觸らしけり其上やうく大勢にも成りけしを  
費ある事と家老共諫めければ忠秋聞きてそれ  
ハ汝等ハ思違へあり世に親子ほど思愛の深き



ものハあふ然る思切て捨つるその父母の  
心と成て見よ是を拾ひて育ておかハ輕き者  
譜代同様の者多くあふ心これ費といふはあら  
ず又彼等を育つるハ家中を苦しめ人の難儀を  
かけておそむ者誤あふめ有餘を以て在る事を  
り外の遊興と費心よりハあきら心其上江  
戸中の者共幸と思ひ我を拾をせんとして捨つる  
を拾ふと口惜しあふとハ言をぬ事を我等が  
役目してハ天下を思ふべき事をかき棄子のあ  
るハ天下の恥ありその恥を隠すハ老臣の守る

町あり心と言ひけるとをかくて年々拾ひおき  
つる子供の行き奉公人あり心も多く女子ハ  
相應に縁付けしめしと心か也 明良洪範四  
田阪與左工門といふハ酒井讚岐守忠勝の家臣  
ありき若州へ移るべき道中より京極刑部少輔  
高知の家来田阪の妻の乗物をかきける男と口  
論しけるハ如何思ひけ心大勢寄てその乗物を  
打碎きぬ與左工門が若黨の乗物は付きとる者  
堪忍せをして京極の者共を無二無三と切りけ  
るハ其中一人ハ即座に死しけを西成敗の定



法をれをよて刑部少輔。かの若堂を切て出  
べしといふ田阪此事を肯ををく我々家来の  
事主人の言付けたる所を守りたる者有り理不  
盡。乗物を破りたる。其方御家来の狼藉有り  
されを其無法者を切りたる。主人への奉行  
て候ふ依てかの者下手人に出候ふ事ハ成り  
申さるその代り。某事解死人に出づべき覚悟  
あり候ふ陪臣あり候へとも御供先の人々一  
少々御慰を仕掛け御通りを暫く妨げまうを  
しとして其宿の末の宿を取て死物狂に切出で

覚悟。極めけり京極家も此事も付て一兩  
目仔細委しく聞糾して使者を以て田坂に申分  
承り届けとり罷立されよとの口上あり。かを  
乃ちその宿を發足しけり。明良洪範七  
田坂の家来ハ乗物を守る役目有りその乗物  
を破りし者を防がしめて切りしハ正当の事な  
り田阪その者を罪をる忍びを已まされ。代  
りて覚悟せし事主従の義誠をけなけり。や  
いふべき  
松平伊豆守信綱病氣危篤。及び時養母見舞



ありてもはや何事も捨て、念佛を唱へられよ  
 本腹せを祈禱とあり、一方一病死を冬も宜し  
 く候ふと言ひけきを豆州答へて少しも念佛申  
 在べき心入無く候ふ私事ハ御重恩身ニ餘り候  
 へを御奉公勤め足りまらずと起臥ニ此事の  
 事思居り候へを只御奉公々々と唱へ居り候  
 ふそれゆゑ念佛唱ふべき心の隙無く候ふと  
 言ひけりとあり誠ニ忠心一筋の人なりと聞く  
 人落涙ニ及びぬ 明良洪範八  
 松平伊豆守信綱執政の時番頭の者四五人その

組の者ヲ屋敷願の事を促在ふとあり、豆州  
 その事ハ書付ニありおけり序を以て伺ふべし  
 とハ思へども此節いろく御用ありてまゝ願  
 書を出さるゝてありきと答へ、時番頭のいひ  
 是ハ餘の屋敷願と違ひ由緒もある者あり  
 格別の事なれを少しも早く御聴ニ達せらるゝ  
 やうにと口説きけりその時豆州おのゝろて  
 此願ニつき隙をかき我等方へ度々来られ我等  
 機嫌を見合をせし申さるゝとさそく迷惑  
 あるべしとひけれをいかりもその如くなり



といふ豆州我等ハ上下とあれども元来ハおの  
くハ傍輩あり一時御威光を以てそれき一  
右の如く氣をかねらる我等ハ御主人一申上ぐ  
る事あれをいかり心を尽さざる事と推  
量ある上ハ少くも油断ハせざれども思ふや  
よハ成らすと懐中より彼の願符を取出して  
見せけきを各道理ありとてその後ハ促さずと  
無かりきとぞ 明良洪範ハ官ニありて上下の間  
ハ誠ニかゝる事情あると多し心得ふべき事  
あり

豊後の岡の城主中川修理大夫秀重の家士ニ赤  
座七郎兵衛といふハ鉄砲頭あり赤座ハ妻の弟  
村井伴右衛門といふ者浪人なり赤座ハ町ニ寄  
宿せり岡の城ハ地理險峻なり諸士の居宅亦  
こかり亦ありて續カテ十町をかり家離さる  
町ニ墓所ありいつの頃より々此墓原ニ雨風の  
夜ハ鳥の如く羽たきしりて鳴く声ある化物出  
づと言ひふら農商婦女子大ニ恐まけりその  
頃村井ハさる方ニ行きて夜ニ入り歸らむとい  
ふと拵ふ雨風烈々夜も更けり座中の人



々帰路ハ彼の墓原を通らるゝ一定めて此頃  
の化物出づ一此一宿せられよといふを  
村井聞きてさて思慮なき言葉な武士の  
る者のさやうある事なり一宿せんやと心より  
思ひけれどもさうぬ體りて赤座は必ず歸るに  
しと申しつゝを寐ねをて待居るべしとて歸  
りさて彼の墓原に近くありしは果して羽た  
るきしと鳴く声聞えしかをさてハ実なりあり  
ける々と思ひその声はつきて静に歩み寄り  
風吹けを鳴く声して風止めを音ちしその声は

る所は寄付きて伺ふ風吹き来りてひとく  
羽たつきしてひゆると鳴て頭の上を飛掛る村  
井ハかねて切る心はあらず捕ふべしと覚悟し  
たれを風は連をて鳴く所をひしと捕へて闇夜  
の事なれを静に手探りみるは竹子笠を墓所の  
竹垣に懸けおきしうをありけるはれを外  
して取除けしを風吹ても声あり夫より此笠  
を持帰り赤座のてく寐りしを起して我等今  
夜彼の化物を切留めたりといふ赤座も奇怪な  
る事なるとしてその事を伺ふは村井其仔細を語



りてはとくとハ竹笠の垣はあたる音有りひ  
やうくくとハ風の笠はさけり竹の穴は激たる  
声有りきてその後ハ彼の鳴く音止み故に人  
々村井が化物を打留めたりとのみ言ひぬ世は  
妖怪と云ふものその実を正せを皆竹笠の類  
あり 明良洪範ハ

島原の乱あり後松倉長門守罪せられきその  
家士野村治右衛門といふ者新参あり一長門  
守死刑となりて死体を品川に捨てらるるとの  
沙汰を聞きてそれを請ひ受けを浅草なる金性

院に葬りけり舊恩譜代の者も多かるべき如  
何一りけん又同家の士は内藤瀬兵衛といふ  
者あり長門守生前は金三百両あつて上京せ  
しめ一内は主君兵は舎弟右近共預けたり松  
倉の家ハ断絶は極まりけきを此金を返すべき  
方なき故に町司代の屋敷に持参して松倉事  
御咎の事あれを阙所金として差上ぐべき旨申  
す板倉周防守も其義心の潔白なるを感して汝  
が金にせよとて與へけり内藤もせんふとなく  
て請取りけきとも已に宿所へも歸らす直に大



徳寺一持参一松倉家断絶の上、此金を納むる  
所あり、永く祠堂金に納むるあり、松倉家の追福  
を頼入るもて残らず寄附し、とりとあり、島原よ  
て武功ありし者を越えて忠臣の鑑とありぬ  
明良洪範八

徳川家康の身近く仕へし舊功の人々おのゝ  
一万石を賜り、その中、安藤帯刀直次のみハ  
横須賀五千石を賜りぬ、家康、同トく一万石  
ありと思ひての事ありき、或時成頼安藤等の伺  
候せし時、家康汝等も一万石づゝの領地を與へ

おきぬ仕置法度、如何と在るを問ひし、成  
頼臣等ハ皆一万石あり、其内、安藤のみ五千石  
あり候ふといふ、家康大に驚き、我ハ横須賀一万  
石と思ひき、汝成頼等と共、数年武功をかさね  
て何を甲乙あらん然るに色も頭もさす言葉  
も出さず、怨みも温らむ、今日に至りし、大  
と實に恥しき心底なり、され徳行の至り、忠義の  
誠といふべし、とて即刻、五千石を加へ、且その  
年限を計り、二十年、及ひけを是亦五千石十  
年の米を積み、て一度、賜ひけを所納米五万



石に及びぬ是より直次が家の豊饒なりきとを  
誠忠の報といふへし明良洪範九

神君遠州二膳の城を攻たまふよ一陳本多平八  
郎忠勝二陳神原小平太康政三陳本多作左工門  
重次四陳大須賀五郎左工門康高あり此時内藤  
四郎左工門正成よハ足を損<sup>た</sup>出陳を<sup>た</sup>能<sup>た</sup>守  
止まりて濱松の城を守りけり初二股に至りて  
夜戦ありしに俄に風雨甚しく進退も自由あら  
されを軽く兵を揚けて濱松に引取りたまふよ  
忠勝使を馳<sup>せ</sup>て只今御帰陳を門を開かれよ

といへども正成令して固く鎖して開かず忠勝  
自<sup>ら</sup>至て門を叩き声々と呼べども正成櫓に上り  
何者を麻急せを打殺さんとして鉄砲<sup>鉄</sup>と火繩を挟  
み下知しけり此方御旗下一告けしかを神君一  
騎門際に乗寄りたまひ四郎左工門ハあるか我  
等今歸りたりと仰ありき正成御声を聞きて狭  
間より挑燈を出し慥<sup>真</sup>は是定めて後櫓より下り  
自<sup>ら</sup>門を開き出て迎一奉るに神君正成は城を守  
らぬを敵いかし謀るとも越度ハあるまじしと  
再三賞<sup>せられしとあり</sup>明良洪範九



米村権右工門といふハ大野修理亮治長ハ家臣  
有り元ハ草履取有り一を取立て侍とせしな  
り才智勇力備有りけきを治長ハ恩顧尋常あら  
ず大阪落城の後治長ハ遺言を守り密ニ主人の  
娘を養育して隠居するを召捕て江戸に至り  
大阪城中の金銀財宝の事を問はずし知らず  
と答ふ役人等不審して汝ハ主人修理亮ハ豊臣  
家第一の臣あれを金銀出入の事をべて司り  
あるべし汝ハその家人の頭あれを何ぞ知らさ  
る事とあるんとして問へとも尚知らずといふさ

りを責めて言をせんとありしかを米村額を地  
につけてありしが頭を上げ是ハ奉行衆の言葉  
とも覚えず修理事大坂はありて軍陳の事のみ  
司り候へを明暮ハ只運命の存亡を謀り嘗て金  
銀財宝を以て心とせず是を以て修理ハ家士下  
部に至るまで敵を討て首を取らんとのみ思ひ  
て他の慮をあるは違ふ事理を以て申さ城  
中戦負くる時ハ首領をも保て予千万の財宝あ  
りとも何々せん若し勝軍あるを両將軍の御腰  
物までも皆我が物とあるん財宝を求めて



吾々財宝満ち足り候也。且我道申在べき事あらを即座に申さ<sup>心</sup>申在べき理あるを縦ひ口を烈かれ舌を抜かるとも申在べきを責めて問ふと何事ぞと憚る氣色なく言ひけをまる其分は差遣きぬ東照公此旨を聞かれて無類の剛の者ありさやある者を兵衛常陸にも附けおきよきものありとて乃ち赦されき米村その後所縁やありけん東海寺澤庵の許にありしを其頃人数寄といひし浅野因幡守長治懇望ありて祿四百石あり彼家仕へき米村常の衣服飲

食を粗らして武器をきらひかきせり古主大野の小女は己が娘をつけて養へる事懇情を尽せり元より浅野家の祿を受けるとも彼の小女が為なりとぞ 明良洪範九

本多中務大輔卒する時家老松下河内は遺書を渡せりその書は義濃守忠政の嫡子なれを遺跡を嗣く事公命に任ずるに武具馬具茶器等に至るまで悉く義濃守に譲る我は黄金一万五千兩を儲へおけり次子出雲守忠朝は小身なれを此金を與ふべしとあり河内此事を忠政にいひし



忠政氣色を変へて父の遺跡ハ嫡子の嗣とす  
と勿論あり遺物等も亦嫡子の所有たる事と古  
今の定例あり縦ひ書置あり日とも何を非理  
を用以んとして黄金を封じて忠朝と與へず河内  
又此書置を忠朝と示しり我等ハ小身な  
り金銀の用も多からず濃州ハ多士を扶持せら  
る世の変あらを軍用の費もあまらざる也父我  
を愛したまふ故に此の如くあれとも義は於  
て受くべきはあらをとして黄金を取る心あり河  
内此事を忠政と告げしか忠政是に恥ぢて黄

金悉く忠朝と與ふれとも固く辞して受けず忠  
政ハ父の遺言ある故に受くべしといひ忠朝ハ  
我ハ次子あり何を其家の財を専らにすべけん也  
といひて兄弟互に相譲し一門の人々感して彼  
の黄金を二つに分け半を忠政と定め半を忠朝  
と與ふ忠朝其裁判に任せあら用ある時と  
當りて申受くべしといひ封を解かして忠政の  
倉に置き身終るまで遂に一金をも用以し事  
無かりきとあり兄弟遺産の争も世は多きは忠  
朝が如きは義ありて潔白ありといふべし明良  
洪範



明暦酉の年大火あり以後ハもかくハ火災度々及び故ハ嚴シク火の元の吟味を觸せらる松平伊豆守信綱が家中も火の元の事嚴重ニ言付け承て番所々々までハ固く煙草停止言付け承りさるハ屋敷裏の土藏の番人蛇の臭ハ火を入も忍びて煙草を吞みそのうへ番所の疊を少シ焦シけるを目付の者見付けて訴<sup>訴</sup>へけり信綱怒り乃ち斬罪ニ行へり其後信綱思按シけるハ下賤の者一度二度懲らしめり

て程を過ぐれを怠りて又々悪事をなすものなりとるより重科ニ行ひ或日数日晒しなせをれを諸人見て自ら法を守るも<sup>ありぬれ</sup>と御城近き屋敷の内をどよめかゝる仕置もいふ好き工夫もあると其頃切支丹の目明島原籠城の中より一人助け当所ニ居る山田右工門佐といふ繪の上手ニ言付け火を盗み煙草を吞み疊を焼きとる体其傍ニ罪せられ有様をありくと阿蘭陀流の油繪も大坂<sup>大坂</sup>か、せて屋敷の内より人の多く往来する所



立ておきて見せしめさせしめを自ら見凝りし  
て其後の法を犯す者も無かりきとあり 明良洪  
範九  
阪川忠兵衛といふ者ハ加藤清正の家臣あり清  
正或時母衣の士二十人を選ふ時諸役人は入札  
を言付けまづ箱を造て廣間に出し置きおの  
記してその箱に入ら然るに坂川の自ら巳が姓  
名を記して入置り清正箱を開き見て大に怪  
み坂川を書院へ呼出し家老等左右に候し  
席より其所存を問ひ阪川が曰く凡人の心ハ  
知るべからず父子より親しき者ハあく候へど

も身躰別あり故に正しく子として尚父の  
心底ハ計りあはく候ふ況や他人の事よ於て母  
衣の者宜しからんとハ申し難し臣自ら省み  
る昔か心なれを善く知りて候ふ多し此度母衣  
を預けられ其人数に如へられ候ども其名を辱  
しむべからず此故は自身に申上げて候ふと色  
をも変せしめ言ひけしを清正はくしと聞  
きて汝を申す所常の如きものよあらずと即  
座は一倍の加増ありて六百石ありて母衣を  
由りしりとなり 明良洪範九



島田彈正入道幽也ハ徳川三代將軍の頃の人ニ  
 テ思慮ある人ナリ或時ソヘらく去ルテ明友の  
 中ニテ懇意ある者の許ヘ行き平座ニテ語リマ  
 も礼儀を怠ラシクカラ夜話をトの時ハ去ル  
 ラナリ乱子トモキハ下人の付合のやうニ成テ  
 見苦シサレトモ礼儀のオ心を付けてハ和順  
 たるオトナリサレをまづ人の許ヘ行き去るを玄  
 関ニテ礼儀を正シク亭主ヘ厚ク挨拶をシ  
 さてそれより内ヘ入テソカ候トクつろきて吐  
 花トモ帰る時ハ廣間ニテ礼儀を正シ其日の

礼を述べて歸マシクサレマシテ始終の礼ありと  
 いふものあり又合口ある人と寄合ヘを必ず長  
 座シテ夜の更くるをも知らず下人の苦をも顧  
 みざるありさやうの座マシテ心をつけて座を  
 起ち縁ニ出づる時オト空を見るヘキナリカ  
 く花れを心も改まり刻限オトモ考ヘテ歸路ニ  
 志花ものありと語りキトナリ 明良洪範九  
 同ノ頃ハ石谷十蔵入道土入といふ老人ありキ  
 或人昔の人ハ性質違者ヲ長命ナリ当世の人  
 ハ生付き弱キ故ニ皆早世トイふを土入聞



きてさやうよハあるへから在古今共ニ同トカ  
るべし昔も強き者もあれを弱き者もありつら  
**人**弱きハ早世して強きハ**弱**きハ残るるなり**人**  
今人とても弱き生きの者ハ先ニ死し違者あり  
者ハ長生をれを又末の世の人昔の人ハ生付き  
大夫をれを長命ありきといふべし人生七十古  
来稀ありといへり古もその如し後代もても九  
十百に至る人まゝあら**人**を以て考ふれを  
人命の長短ハ古今同トかるべしといひきと  
り此論一應ハ理をれとも此外ハ身を慎むと

慎まざるとあり只能く養生の道を守らる弱き  
者も長生をべく強き者ハ長命の上にも又長命  
をべきなり 明良洪範九

林新右工門といふ者ハ嘗て福島正則に仕へ福  
島家没収の時息女の附人ありし可正則が前へ  
出で、言ふやう**至**敷の四方を取囲みたる者共  
若し乱入候たら死後の恥あるべけきを自害あ  
らせらるるし拙者是に候へを奥方の事ハ心安  
く思はべし从錯の上皺腹切て後ニ御殿に火を  
掛け跡を人口に掛らぬやうに仕るべしとい



ふされど事無異あり正則配所は趣きけしを  
林もその後京都の傍に住みけるその義勇世  
に聞えて諸大名より高禄を招かるといへ  
も承引かす我年七十に餘りこれを世に望み  
し此度招かす事福島家身上果てし時の事  
あらんか此事さして高名とあるは足らず縦は  
功ありしもせよ身老て手足も自在あらを明  
日何事そあらん若武者は遥に劣るらん  
只高禄を貪らんは我心にあらすして  
仕へす友人を諫めていふは一身の為のみ

にあらす子息の為をも思われよといへをい  
よ親の子を思ふ事誰に劣るは我今高禄  
を辞する事第一に子孫の為あり其故は凡身の  
應せぬ禄を取る事禍を招く本あり位牌知行  
を譲りて分は過ぎしり人の口は掛けは子  
を愛する道にあらすそのうへ子供皆小身なれ  
とも各主人あり今立身の為は殿を請はせん  
と大なる貪欲あり人皆生付きとる命分あれを  
人意しては成るべからをと言て従を誠義  
に厚き人ありか 明良洪範九



池田市兵衛といふ者、度々戦功を重ねて首供  
養し、この程の武士ありしが浪人して困窮しけ  
る所を寺沢志摩守廣高聞出して、それを招き四  
百石の地を茶の代とて與へ、鉄砲の卒二十人、大  
れハ並の足輕とあり、人少くと不自由とすべ  
けきを使われよとて預け、その後黒田細川  
の家々より彼の池田のづゝありとも知ら  
ずして寺沢を取られし、其残念なれとて、窃に  
三千石を招かるれとも行かず、我久しく浪人  
して飢寒と苦みし、寺沢殿の恵よりして今妻

子を心安く養ふ事ハ浅からぬ恩あり然るに高  
禄と愛で、他家に仕へんと士と道とあら  
ずとて承引かず、寺沢此事を世聞きて池田の利  
を貪らざる志と感し、知らぬ躰を捨置かむハ  
道とあらすとも、耕と三千石を與へむとす、池田  
曰く我元より禄の多少を論せず、只君の恩遇の  
浅からざるに因り、所より身上の不足を思はる  
初より仰ふ従ふべし、すそのうへ、当家に召出  
されてより何の功劳も無く、恩恵のみ積る上  
に、加増を受け、心事快かず、若し我等が武功に



應世（紅）と思さる一老なる平野源右工門八千石  
を領せしも我と同座して武辺咄ハ成りおこし  
然るを拙者ハ一万石賜をりても猶十分ハ  
申し難し因て手を付られてハ却て只今までの  
武辺ハ疵を付くべけまハ此まハ差置かす  
大を忝けしめて終に受けざりしとち（紅）明良共  
前の池田何きの處の戦ふ也殿して退きしと見  
知りし士ありて田の畔ハ腰をかけた居しり  
しハ池田を見てそ去を通らうハ池田殿ハ重  
手を負ひて退くちとあらす助けたまひる（紅）

やと言葉をかく池田聞きて心得しりし我  
馬ハ抱き乗せし馬の口を取て引退く所ハ敵三  
人追掛けしり池田踏雷まりて一人を突倒し二  
人を追拂ひしとその後ハ追ふ者もあくて本陣  
ハ歸りて此者功名あるハ故ハ黒田長政ハ仕へ  
て其事を語り長政聞きて大ニ感卜或日廣高  
ハ許よ來て池田を呼出し志かハ強き働  
きしり人あり知りたましりやと同ふハ廣高  
曰く彼の者ハ功ハ誇る志無く技群の働をも申  
さぬ故ハ未だ承えらす善く去を語り聞かせら



れと言ひし池田仰て就て恥入り候ふその時  
は手負が助け入れやと言掛けしを聞きて其難  
儀ある事なるとまづ驚き候ひぬ敵ハ追掛く身  
方ハ續かず捨殺ししよりして知る人ハある  
まじけきを聞かぬ躰を打過き入と存せし  
ども我れを殺されしと思へども万一跡は残り  
し士ありて此者を助けを再び男ハ立つま  
いと存し是非なく助け候ふといふ長政正直  
を申様なま百人の首を斬りしより勝まりと稱  
羨しけり池田次の間へ出でし時人々言へるハ

餘りありのまゝある返答なる其時貴殿の心  
中誰々知るべきものなれば池田我れ若き時  
より一つのたしなみあり仮初るも表裏の言行  
あるまじし念願は因て終に謔を言えと答  
へしとありその信義正直世に有りふべき事な  
り明良洪範九

松浦家と村林市左工門といふ者ありけり元ハ  
軽き者ありしは主の心はかたじけなく次第に加増あ  
りて国政も助言しける程とあれりされを家  
中の仕置も村林一人の心にて善悪ともは已か



まゝの執行ひけり或時長臣長村内藏助と争論  
を起しぬ此事も元ハ村林ハ非義なれども主の  
出頭を筈と着て少くも屈伏せしむるは非法  
を言募り家中も二つに分きて争ひぬ家老熊  
次大膳といふ者彼の村林を宅に招きて貴殿ハ  
君恩を荷ふべき人越えたり然るに此度の事  
りて主家の滅亡をべき其張本人とある事非義  
無道いふべからず貴殿の明智を何ぞ悟らざ  
ると理を盡して諭しけりども従はず松浦家の  
旧臣等熊沢が宅に會合して此事如何あらん

評議す爰に亀淵孫左衛門といふ者あり鉄砲頭  
りて數度戦場の功もあり義氣強き士なり  
此時進み出でて言ふやうハ熊沢殿は尋ねまう  
しし事あり主君の馬の先は立ち矢表はふさ  
がる事ハ古今皆武士の忠義とある所は候を  
やと問ふ熊沢聞きて勿論ありと答ふ亀淵又曰  
くその馬の先は立つ者も悉く死するはあらず  
いかなる敗軍とも討死の者ハ半分は過ぎず  
と言へを仕悪き事とも存せし候ふ彼の村林事  
ハ主君を滅亡敵りて候ふ其敵の首を取り候へ



を戦場を早く恩賞はあがりまうを乞  
今村林を切殺し候を却て同輩の喧嘩は成  
て必切腹仰付らるべし忠義も戦場の槍より上  
をかり時世の習ひをれば是非を今日下太平  
をれを槍先の功ハ立つべきやうな主君は  
不忠の敵を目前に差置くべきやうな此  
上和談を以て我意を言ひを外に喧嘩とも  
言へ内は忠と存をれを村林の宅に踏み  
討て捨て国法に任せ切腹をせし然らば悪人の  
張本絶えて自然と静まるべし死後に至て無二

の忠節思召し出でたまはるべしと言ひけを  
熊次聞きて尤も潔き所存をれども短慮は似  
り何れも村林を言ひたため無事を成べし  
制しけをいも亀淵笑て卒爾にもせよ武士の一  
度口より出しよる言葉のまゝ入りべき所を  
候ふ申を所を違ふまじき為に態とおのの  
前より申出でしやういかなる事ありとも止む  
べきはあらずおののを愛して和解の評議あ  
るべし若し事調ひを私の一命を不慮に捨  
りて存せし長座にても無益の事ありとて



歸せり此亀淵ハ常ニ人も手を置き一者みて今  
の面相必ず討果をべき扶有り一かをその座ニ  
村林ニ一味の者も居り一々早々村林ニ告げ  
り村林も亀淵と討果一を獨り相手の長村  
悦び笑ふ一是を無益の事なりとて早く和鮮  
調いて無事ニ濟みけりとなり亀淵が一心の誠  
忠もて事故なく濟み一のみありす巳が一命も  
まゝ生きり希代ある功あり  
明良洪範九

三三三



